

市第62号議案

庁舎駐車場の指定管理者の指定

次のように庁舎駐車場の指定管理者を指定する。

令和元年9月3日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市市庁舎駐車場、横浜市鶴見区総合庁舎駐車場、横浜市神奈川区総合庁舎駐車場、横浜市西区総合庁舎駐車場、横浜市中区庁舎駐車場、横浜市南区総合庁舎駐車場、横浜市金沢区総合庁舎駐車場、横浜市緑区総合庁舎駐車場及び横浜市青葉区総合庁舎駐車場	東京都千代田区 神田神保町2丁目4番地	日本パーキング株式会社 代表取締役 岡本 政彦 社 長	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
横浜市港南区総合庁舎駐車場、横浜市保土ヶ谷区総合庁舎駐車場、横浜市旭区総合庁舎駐車場、横浜市磯子区総合庁舎駐車場、横浜市港北区総合庁舎駐車場、横浜市都筑区	同	同	同

総合庁舎駐車場 、横浜市栄区庁 舎駐車場及び横 浜市泉区総合庁 舎駐車場			
--	--	--	--

提 案 理 由

横浜市市庁舎駐車場等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

地 方 自 治 法 (抜 粋)

(公 の 施 設 の 設 置 、 管 理 及 び 廃 止)

第 244 条の 2 (第 1 項 か ら 第 5 項 ま で 省 略)

6 普 通 地 方 公 共 団 体 は 、 指 定 管 理 者 の 指 定 を し よ う と す る とき は
、 あ ら か じ め 、 当 該 普 通 地 方 公 共 団 体 の 議 会 の 議 決 を 経 な く あれば
な ら な い 。

(第 7 項 か ら 第 11 項 ま で 省 略)